

就労外国人に対する日本語学習支援を考える

尾崎明人

2020年1月20日

今日の話の要点

- ・外国人を雇用する企業が社内で日本語教室を開催するよう企業に働きかける方策を考える。
- ・就労外国人の日本語学習を支援する場として地域の日本語教室が果たす役割を考える。
- ・日本語教育「総括コーディネーター」「地域日本語教育コーディネーター」の役割を考える。

1. 愛知県の就労外国人（「外国人雇用状況」の届け出状況）（2018年10月末現在）

- ・愛知県の外国人雇用事業所数 **17,437 事業所**（全国 216,348 事業所の 8.1%）
- ・愛知県の外国人労働者数 **151,669 人**（全国 1,460,463 人の 10.4%）

在留資格別就労外国人数			産業別就労外国人数		
専門的・技術的分野	19,371	12.8%	建設業	6,533	4.3%
特定活動	3,430	2.3%	製造業	68,776	45.3%
技能実習	33,310	22.0%	情報通信業	1,297	0.9%
資格外活動	17,502	11.5%	卸売業小売業	11,882	7.8%
身分に基づく在留資格	78,053	51.5%	宿泊業、飲食サービス業	13,056	8.6%
永住者	42,597	(28.1%)	教育、学習支援業	5,735	3.8%
日本人の配偶者等	10,236	(6.7%)	医療、福祉	2,270	1.5%
永住者の配偶者等	1,928	(1.3%)	その他のサービス業	28,764	19.0%
定住者	23,292	(15.4%)	その他	13,356	8.8%
不明	3		合計	151,669	100.0%
合計	151,669	100.1%			

- ・「技能実習」33,310人は全国最多（大阪府 16,403 人、広島県 15,354 人、東京都 15,182 人）
- ・「専門的・技術的分野の在留資格」19,371 人、「留学」15,103 人
- ・「身分に基づく在留資格」は 78,053 人で、このうち「定住者」23,292 人は全国最多。
- ・製造業が 68,776 人（45.3%）と最も多い。その他の内訳（農業など）は不明。

2. 外国人の日本語学習

2.1 愛知県の調査（「多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」2014年2月）

○愛知県在住外国人 350 人に対するヒアリングによる街頭アンケート調査

- ・現在日本語を勉強しているか ⇒ 「はい」 117 名(33.4%)
「いいえ」 233 名(66.6%) 回答者の 2/3 は勉強していない
- ・どこで勉強しているか（117 名）⇒ 「独学」57 名
「無料・有料の日本語教室」54 名

- ・日本語教室に通ったことがあるか
⇒「はい、以前通っていた」135名（45.8%）
 - ・日本語教室を辞めた理由 ⇒「時間が合わなくなった」52名 「引っ越し・転職」33名
- ⇒「いいえ、通ったことがない」160名（54.2%）
 - ・日本語教室に通わなかった理由 ⇒「勉強する時間がないから」114名
「日本語ができるから」（51名）

2.2 日本語を勉強しない（できない）理由

○学習動機がない外国人

- ・日本語が分かるから勉強する必要がある。
- ・日本語は分からないが、勉強する必要はない（助けてくれる人がいる/日本語は必要ない）
- ・日本語は難しくて覚えられないから勉強を諦めた。

○学習動機がある外国人

- ・日本語を勉強する時間がない。（生活の中で日本語学習の優先順位が低い。学習動機が弱い？）
- ・日本語を勉強する場がない（近くに日本語教室がない、日本語教室の授業時間帯が合わない。）
- ・どうやって日本語を勉強すればいいかが分からない。

2.3 就労外国人の日本語教育に関する国・愛知県のスタンス

○1号特定技能外国人支援に関する運用要領（2019年3月、法務省編）

「1号特定技能外国人支援計画の基準について」（19-20頁抜粋）

日本語学習の機会の提供

〔義務的支援〕

日本語を学習する機会の提供については、次のいずれかの支援を行う必要があります。

- ① 就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手續の補助を行うこと
- ② 自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手續の補助を行うこと
- ③ 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること

〔任意的支援〕

義務的支援に加え、次の支援を行うことが考えられます。

- ・ 支援責任者又は支援担当者その他職員による1号特定技能外国人への日本語指導・講習の積極的な企画・運営を行うこと
- ・ 1号特定技能外国人の自主的な日本語の学習を促すため、日本語能力に係る試験の受験支援や資格取得者への優遇措置を講じること
- ・ 日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や日本語教育機関の学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、日本語講師との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと

- 「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の皆さんへ～」(2019年10月出入国在留管理庁)
 - ・120頁を超える生活ガイドブック（日本語版、やさしい日本語版、英語版、ベトナム語版）
 - ・日本語学習の場として以下の3つを列挙している。

①日本語学校 ②地域の日本語教室 ③通信・遠隔教育

- 「愛知県で安心・安全な生活を楽しむためのサポートガイドブック」(愛知県2020年1月)

付録：日本語を学ぼう（39～46頁）

- ・愛知県内で日本語が勉強できる場所（AIA、NIC、いろは日本語の会、TIA、等）

- 地域の日本語教室は就労外国人の日本語学習の場になれるのか。

3. 地域の日本語教室

- ・就労外国人の日本語学習ニーズを満たすためには身近な場所に日本語教室を増やす必要がある。

- ・日本語教室を増やすために必要なこと

①日本語ボランティア（支援者、パートナー）の養成、確保

②日本語教室の開催場所の確保

③就労外国人が通えるような時間帯での教室開催

- さらに、就労外国人の学習ニーズを考慮した教室活動や教材の開発、教室の管理・運営等を担う人材の確保と雇用を考える必要がある。⇒「あいち地域日本語教育推進センター」の設置

- 地域日本語教室の役割

（「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」）

①外国人県民の学習の場を提供する役割

②日本人県民と外国人県民、外国人県民同士の相互理解と交流を深める場を提供する役割

③外国人県民が地域社会の担い手として活動できるように日本人コミュニティーと外国人コミュニティーをつなぐ役割

- ・地域の日本語教室では外国人が日本語で交流する中で日本語を学んでいる。

- ・市民ボランティアが活動の中心となっている日本語教室は日本語教育を体系的、効果的に行うような教育環境とは言いにくい。

- ・日本語教室は、就労の現場や会社で必要とされる日本語を「教える」教育の場とは考えにくい。

- 就労外国人はどのような日本語教育を求めているのか。外国人を雇用する企業はどのような日本語教育を求めているのか。その希望に沿うような日本語教育を日本語教室で実現することは可能なのか。どうすれば可能になるのか。

4. 企業内日本語教室の開催

4.1 藤田螺子工業株式会社の取り組み（2019年7月の研究会での口頭報告より）

- ・社員528名。その内外国人社員は28名。（モンゴル人実習生24名、元留学生の中国人3名）
- ・技能実習生は2007年から毎年6名程採用している。
- ・技能実習生の受け入れは監理団体とともに会社顧問が現地に出向き、面接後、採用を決定。

- ・外国人社員は日本人と同様の待遇で働いている。
- ・外国人社員は清掃活動などのイベントに日本人社員と一緒に参加する。
- ・社内で日本語の勉強会を週1回（90分~120分）実施。日本人社員が残業扱いで教えている。
- ・国語の教員免許を持つ社員が中心となって勉強会を運営している。
- ・日本語能力試験対策が主な内容で、3グループに分かれて学習している。参加義務はないが、技能実習生は全員が参加している。意欲的に取り組む人が多く、N1合格者も出ている。

4.2 企業内日本語教室を実施している（実施した）企業6社の回答

（「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」より）

○日本語教室を実施する目的・意義

- ・職場内のコミュニケーションを円滑にし、生産現場での技能の向上と品質の安定を図るため。
- ・早く日本に馴染み、皆と仲良くやってもらうため。
- ・暮らしに役立つこと（ゴミ分別など）を学び地域に貢献するため。
- ・日常生活や会社生活がより「安全」で「快適」なものになるようコミュニケーション能力を向上するための手助けを行うため。
- ・居住地域での日常生活のトラブルを避けるためのコミュニケーション能力の向上を図るため。
- ・仕事以外にも自分自身の成長を感じることが、結局本人にも会社にもプラスになると確信しているため。

○日本語教室を開催する際の苦勞

- ・残業時間と重なるため、毎回調整を要した。
- ・定時後の実施だったため、残業があると参加できない。
- ・業務都合により社内パートナーを集めることができず、社外ボランティアの協力を求めた。
- ・通勤方法が送迎のため、特別に送迎バスが必要だった。
- ・参加者を増やすことに苦勞した。

5. まとめ：就労外国人に対する日本語教育の方向

○日本語学習の動機を高める工夫

- ・外発的動機：日本語を学ぶことが目先の利益につながるような仕組み
- ・内発的動機：日本語学習が楽しくなるような仕組み

○日本語学習の場の提供

- ・地域の日本語教室：日本語を実際に使ってみる場（インプットとアウトプット）
地元の人々と接し、コミュニティー参加の手がかりを得る場
- ・企業内日本語教室：外国人社員のニーズ、企業ニーズに合った教育の実施。
日本人社員の学習の場

○就労外国人の日本語学習の実態調査、ニーズ調査

○「あいち地域日本語教育推進センター」（仮称）の役割

- ・地域日本語教育の体制整備と教育の質的向上に貢献すること
- ・企業が実施する日本語教育の活動を支援すること

【参考】

1. 愛知県の在留資格別外国人数（法務省入国管理局の統計、2019年6月末現在）

	愛知県			全国			
	2018年 6月末	2019年 6月末	前年比 増減率%	2018年 6月末	2019年 6月末	前年比 増減率%	
総計	251,823	272,855	8.4	2,637,251	2,829,416	7.3	
特別永住者	26,340	25,613	(-2.8)	326,190	317,849	(-2.6)	
中長期 在留者	小計	225,483	247,242	9.6	2,311,061	2,511,567	8.7
	永住者	87,957	89,218	1.4	759,139	783,513	3.2
	技能実習	29,919	38,283	28.0	285,776	367,709	28.7
	留学	16,047	18,088	12.7	324,245	336,847	3.9
	技術・人文・国際	13,088	17,436	33.2	212,403	256,414	20.7
	定住者	34,342	39,076	13.8	185,907	197,599	6.3
	家族滞在	12,213	13,601	11.4	174,130	191,017	9.7
	日本人の配偶者等	14,129	14,981	6.0	142,439	143,246	0.6
	特定活動	6,379	4,294	(-32.7)	64,545	61,675	(-4.4)
	その他	11,409	12,265	7.5	162,477	173,547	6.8

・在留外国人総数 272,855人、県の総人口の3.61%

中長期在留者は、過去1年間に21,032人、9.6%増加。

在留外国人が5000人を超える市が県下に13ある。（全体は38市、14町、2村、計54市町村）

在住外国人の人口比率が3.61%を超える市町村が県下に17ある。

2. 外国人材受け入れ体制の整備

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 2018年12月25日
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」2019年6月18日
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」2019年12月20日

【円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）】（施策番号80-89）

- ・『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の周知、活用促進
- ・日本語教室空白地域の解消、ICT教材（14か国語）の開発、日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送による日本語学習機会の提供

◆外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。〔厚労省、施策番号88〕

◆技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。〔厚労省、施策番号89〕

日本語習得は継続的な学習により促進されるものであるため、1号特定技能外国人の日本語の習得状況に応じた適切かつ継続的な学習の機会を提供していくことが必要です。

3. 日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法） 2019年6月28日公布、施行

○目的（第一条関係）

- ①多様な文化を尊重した活力ある**共生社会の実現**に資すること
- ②諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与すること

○基本理念（第三条関係）

- ①外国人等が日本語教育を受ける機会を最大限に確保する。
（⇒ **在住外国人が日本語教育を受ける機会を国が保障するとは書かれていない。**）
- ②日本語教育の水準を維持、向上させる。
- ③外国人等に係る関連施策等と有機的に連携して日本語教育を実施する。
- ④日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであると認識して実施する。
- ⑤日本に対する理解と関心を深め、諸外国との交流が促進されるような日本語教育を実施する。
- ⑥外国人等が日本語学習の意義について理解と関心を深めるような日本語教育を実施する。
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮する。（⇒ **外国人の母語保持、海外の継承語としての日本語教育**）

○国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主の責務等（第四条―第九条関係）

- ・**第六条** 外国人等を雇用する**事業主は**、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する**施策に協力するとともに**、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語教育の機会の提供その他の**日本語学習に関する支援に努めるものとする。**

○基本方針等（第十条―第十一条関係）

- ①文部科学大臣、外務大臣は日本語教育の基本方針案を策定し、閣議決定を求める。
- ②**地方公共団体は、基本方針を斟酌し、地方公共団体の基本方針を定めるよう努める。**

○基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

- ・**第十四条** 国は、事業主等がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。
- 2 国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。
- 3 国は、定住者等が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- ・**第十六条**（地域における日本語教育） 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業を言う。以下この条において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。